

**【項目1】**

- 自転車に特化した新たな条例を制定する必要性や意義をどのように考えるか。  
(本県における自転車利用の現状課題と、本条例がめざすべき基本方向についてどのように考えるか。)

**【項目2】**

- 自転車の安全利用を促進するために、自転車利用者を取り巻く関係主体（保護者、事業者、学校）が果たすべき役割をどのように規定すべきか。  
(交通安全教育の充実、ヘルメットの着用促進、自転車保険の加入促進)

**【項目3】**

- 特定小型原動機付自転車の普及を見据え、安全利用に向けて条例としてどのような規定を設けるべきか。